

平成21年10月より

住民税の年金からの特別徴収（天引き）が始まります

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち  
住民税の納税義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納付方法が変わります。  
この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、  
前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。  
ただし、以下の方については、対象となりません。

老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合

当該年度の個人住民税特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合  
介護保険料を年金から特別徴収されていない場合

特別徴収の  
対象となる年金とは...

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等が対象です。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の特別徴収はされません。

特別徴収される  
住民税額は...

年金から特別徴収されるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの特別徴収、または納付書・口座振替で納めていただくこととなります。

特別徴収が  
中止となる場合は...

年金からの特別徴収開始後、町外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、普通徴収(納付書又は口座振替などで納める方法)により納めていただくこととなります。

平成21年10月支給分の年金から特別徴収が始まります。

(例) 住民税の年税額が  
6万円(年金所得のみ)の場合

これまで の納め方							
区分	納付書で納める普通徴収						
納入月	1期(6月)	2期(7月)	3期(8月)	4期(9月)	5期(10月)	6期(11月)	7期(12月)
税額	12千円	8千円	8千円	8千円	8千円	8千円	8千円
	年税額を7回に分けて徴収(100円未満は6月に合算)						

特別徴収の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月から9月までは、これまでどおり納付書で納めていただくこととなります。

平成21年度の納め方

区分	年 税 額 (6万円)						
期 別	上 期 (3万円)				下 期 (3万円)		
納入方法	普通徴収(納付書又は口座振替)				特別徴収(公的年金からの天引き)		
納入月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月
税 額	1万2千円	8千円	5千円	5千円	1万円	1万円	1万円
	年税額の2分の1相当額を6月、7月、8月、9月の4回に分けて徴収				年税額の2分の1相当額を10月、12月、2月の3回に分けて徴収		

平成22年度の納め方(平成21年度から引き続き特別徴収の場合)

区分	年 税 額 (6万円)					
期 別	上期(仮徴収) (3万円)			下期(本徴収) (3万円)		
納入方法	特別徴収(公的年金からの天引き)					
納入月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
	平成21年度(前年度)2月と同じ額を4月、6月、8月の3回で徴収			年税額から上期の仮徴収の合計額を差し引いた額を10月、12月、2月の3回に分けて徴収		

上期の税額は、これまでの納付書で納める場合の計算により6月分、7月分を算定し、8月、9月は上期の税額の残額になるものです。

特別徴収対象者への通知について

今回送付の通知書は、年金からの特別徴収の対象になる方にも、まだ判定ができないため納付書による普通徴収で通知しています。7月中旬に特別徴収の対象であるか判定し、対象となる場合は再度通知します。  
なお、年金からの特別徴収の対象にならない場合は通知はしませんので、今回送付の納付書により納付してください。